

# 第1章 新計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、平成19年2月に「高知県食の安全・安心推進計画」（平成19年度～平成23年度）を、平成24年4月には「第2次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第2次計画」という。）（平成24年度～平成28年度）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通、消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、全国的には腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒の発生や冷凍食品への意図的な農薬混入など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「第3次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

## 3 計画の期間

第3次計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会においてご意見をいただきながら、取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページで公表していきます。

## 第2章 食の安全・安心をめぐる課題

### 1 第2次計画の達成状況

第2次計画では、「食の安全・安心確保のための基盤づくり」、「食の安全・安心対策の推進」、「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」の4つを基本の柱とし、全庁的に連携して取り組んできました。

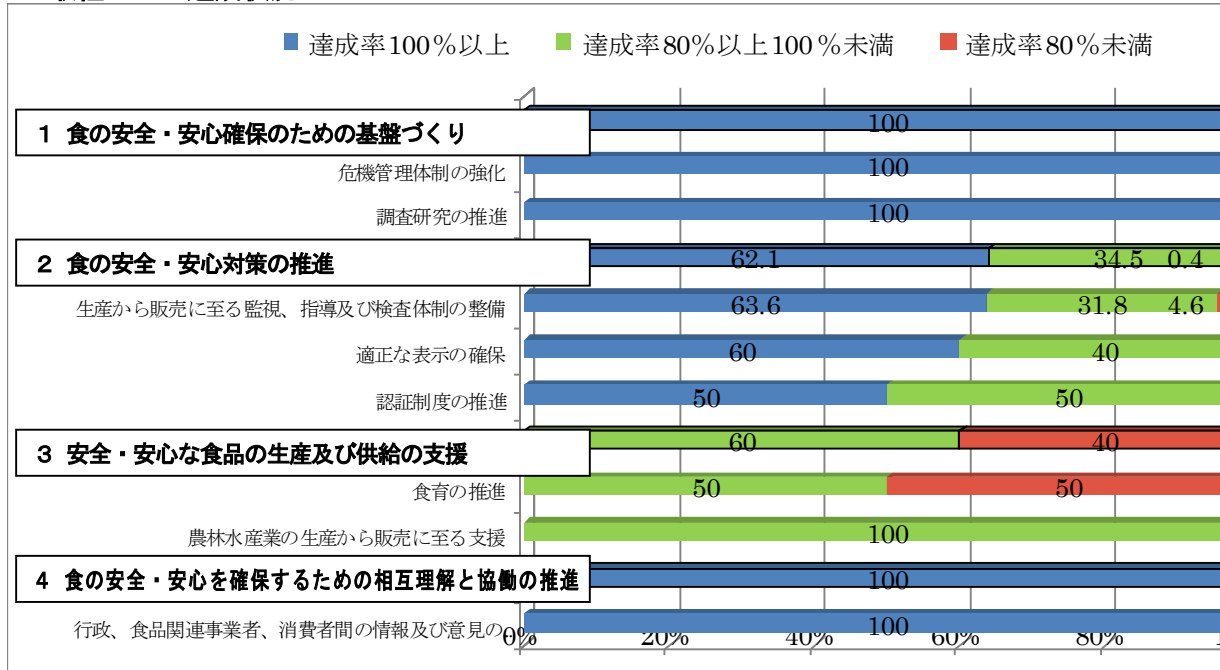
この5年間の取組による主な成果と見えてきた課題は、次表のとおりです。

基本の柱と取組	主な成果と課題
<p><b>1 食の安全・安心確保のための基盤づくり</b></p> <p>(1) 危機管理体制の強化 (2) 調査研究の推進</p>	<p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練実施や危機管理情報の共有による体制の定着化</li> <li>・県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生なし</li> <li>・土着天敵を活用した IPM 技術体系の再構築、品目ごとの新たな天敵利用技術が確立</li> <li>・湿度制御による病害防除技術</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病害を対象とした IPM 技術の開発</li> <li>・HACCP に関する監視指導技術の習得</li> </ul>
<p><b>2 食の安全・安心対策の推進</b></p> <p>(1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備</p> <p>①生産段階における安全・安心の確保 ②製造・加工・販売段階における安全・安心の確保 ③食品等の検査及び検査体制の充実</p> <p>(2) 適正な表示の確保 (3) 認証制度の推進 (4) 県民からの相談等による立入調査</p>	<p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬事故の発生低下</li> <li>・天敵導入農家の増加（ナス類、ピーマン・シトウなど）、世界的にもまれな土着天敵利用技術の普及拡大</li> <li>・優良衛生品質管理市場に県内3市場認定</li> <li>・食品表示関係課の連携による指導及び情報共有の促進</li> <li>・新たな県版 HACCP 認証制度がスタート</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設キュウリ及び施設カンキツにおける虫害版 IPM 技術組立と普及及び病害版 IPM 技術の開発と普及</li> <li>・産地レベル向上に向けた GAP 導入の推進</li> <li>・食中毒対策</li> <li>・食品表示法に基づく表示制度の啓発</li> <li>・食品流通の広域化、食品衛生のグローバル化に対応するため、HACCP 導入を推進</li> </ul>
<p><b>3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援</b></p> <p>(1) 食育の推進 (2) 農林水産物の生産から販売に至る支援</p>	<p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民協働（量販店、ヘルスメイト、行政）による食育の推進</li> <li>・「高知の食べものいっぱい入っちゃう日」（地場産物 50%以上の献立）の実施</li> <li>・県外量販店等でのイベント実施により、本県園芸品の知名度向上や、「高知フェア」の回数が増加</li> <li>・水産物の鮮度管理技術の普及により、漁獲物の品質向上</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を必ず食べる児童生徒の割合が目標値を下回っている</li> <li>・学校給食の地場産物活用実績が減少傾向</li> <li>・「传承人」活動を継承する人材の発掘・育成</li> <li>・漁業者の自主的な鮮度管理実践に向けた啓発</li> </ul>
<p><b>4 食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進</b></p> <p>(1) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解 (2) 関係機関や関係団体等との連携及び協働</p>	<p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供、意見交換による理解促進と安心の確保</li> <li>・関係機関との連携による貝毒発生時の健康被害防止</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品リスクに対する情報不足や誤解</li> </ul>

個別に目標値を設定し取組んできた37項目については、平成28年度末見込みによる評価を行いました。

基本の柱と取組ごとに、達成率が100%以上の項目、80%以上100%未満の項目、80%未満の項目の占める割合をまとめたものが、次図です。

### 取組ごとの達成状況



目標を80%以上達成している項目が全体の90%となっており、概ね目標を達成することができたと思われます。ただし、「3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援」については、達成率80%に達することのできなかつた項目が40%あり、今後も継続して取組むことが求められます。

### (参考) 個別目標達成率

<p><b>1 食の安全・安心確保のための基盤づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 鳥インフルエンザ監視(立入検査)</li> <li>◎ 鳥インフルエンザ監視(モニタリング)</li> <li>◎ 貝毒発生検査モニタリング</li> <li>◎ 食品衛生に関する研修会</li> </ul> <p><b>2 食の安全・安心対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 農取法違反による出荷自粛</li> <li>○ 生産履歴の記帳率</li> <li>○ マイナ作物の農薬登録データ作成</li> <li>○ 県版 GAP (生産者版) 実施率</li> <li>○ 県版 GAP (集出荷場版) 実施率</li> <li>◎ 生物的防除資材の普及率</li> <li>◎ 産業動物診療獣医師に対する指導率</li> <li>◎ 畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率</li> <li>◎ 自衛防疫(ワクチン接種)実績</li> <li>◎ 牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率</li> <li>◎ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率</li> <li>◎ 食品営業者等対象食品衛生講習会</li> <li>○ 食品衛生指導員による巡回指導</li> <li>○ 広報媒体等による普及啓発</li> <li>◎ 消費者対象食品衛生講習会</li> <li>△ 食中毒発生件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 生産・出荷段階の残留農薬検査数</li> <li>◎ BSE 検査</li> <li>○ 食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率</li> <li>◎ と畜場搬入牛の BSE 検査率</li> <li>◎ 合同の食品表示監視指導</li> <li>◎ 食品表示ウォッチャー数</li> <li>◎ 合同の食品表示研修会</li> <li>◎ 食品衛生講習会時の表示に関する普及啓発</li> <li>○ 園芸連主要品目におけるエコシステム栽培登録農家戸数</li> <li>◎ 食品衛生管理認証施設数</li> </ul> <p><b>3 安全・安心な食品の生産及び供給の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合</li> <li>○ 農林漁業体験学習取組市町村の割合</li> <li>△ 学校給食における地場産物の活用</li> <li>△ 土佐の料理伝承人選定数</li> <li>— 食育に関心を持っている県民の割合</li> <li>○ 直販所「安心係」配置割合</li> </ul> <p><b>4 食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 意見交換会の開催</li> </ul>
<p>◎ : 達成率 100%以上 ○ : 達成率 80~100% △ : 達成率 80%未満 — : 客観的評価未実施</p>	

## 2 食の安心をめぐる課題

第2次計画の期間中においては、右枠のとおり食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生がありました。

冷凍食品への農薬混入事件は、緊急に健康被害を防止する必要があったことから、購入者への喫食禁止の呼びかけと購入品の検査を行いました。

また、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質汚染に対しては、継続して県内で流通する食品の放射性物質検査を定期的に行い、県及び高知市のホームページで公表しています。

### <食の安全・安心を取り巻く状況と変化>

#### 1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・福島第一原発の事故による食品の放射性物質汚染
- ・腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒発生
- ・飲食店等のメニューにおける不適正表示
- ・冷凍食品への意図的な農薬混入
- ・廃棄食品の不正転売
- ・異物混入による自主回収

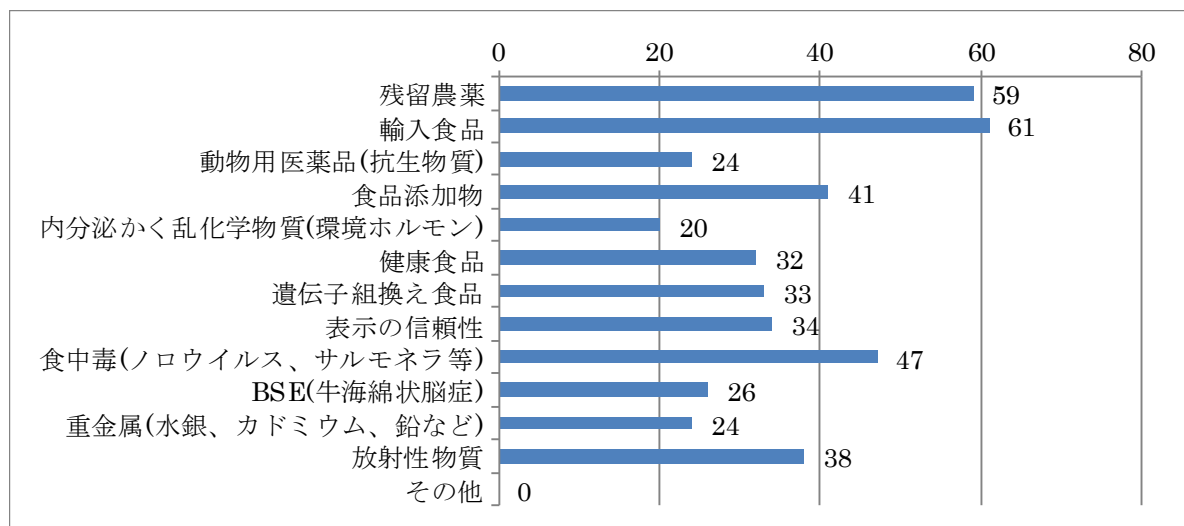
#### 2 社会情勢の変化

- ・国際的衛生管理手法「HACCP」制度化に向けた動き
- ・食品表示法施行
  - －栄養成分表示の原則義務化
  - －機能性表示食品制度がスタート
- ・食品流通の広域化、グローバル化による影響の拡大化
- ・TPP参加を視野にした輸出入増大への関心の高まり

### 食の安全・安心についての意識調査

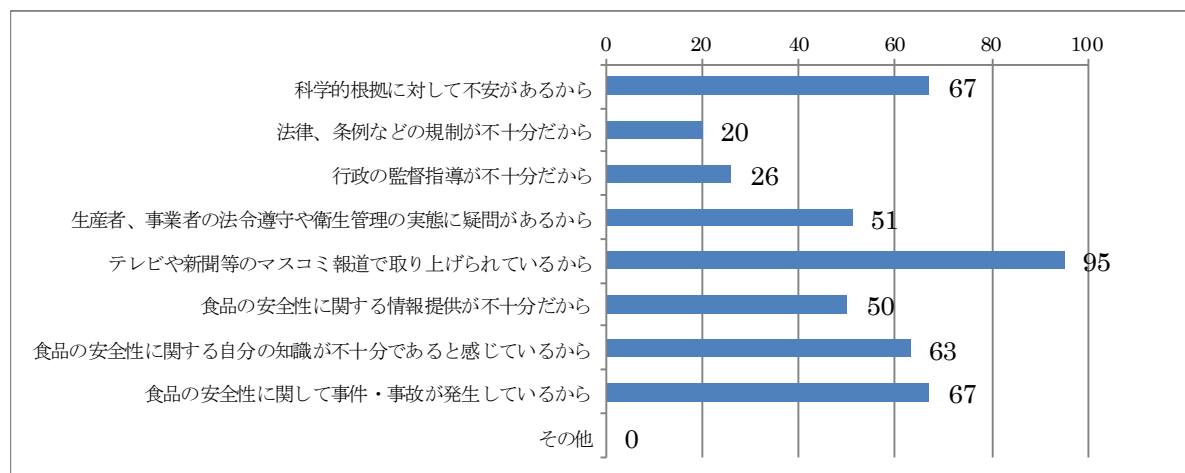
食の「安心」を得るためには、不安の解消や、信頼の確立が求められます。そういった食の安全・安心をすすめるうえでの課題を探るため、平成28年度のリスクコミュニケーション参加者を対象にアンケート調査を行いました。(実施時期：平成28年7月～10月／対象者：消費者、学生、食品関連事業者等県民68名)

#### ①不安を感じる項目（複数回答、選択数の制限なし）



不安を感じる項目として、「輸入食品」「残留農薬」「食中毒」の3つが上位を占めています。また、福島の原因事故から5年以上経過しましたが、放射性物質に対する不安が多いことが伺えます。

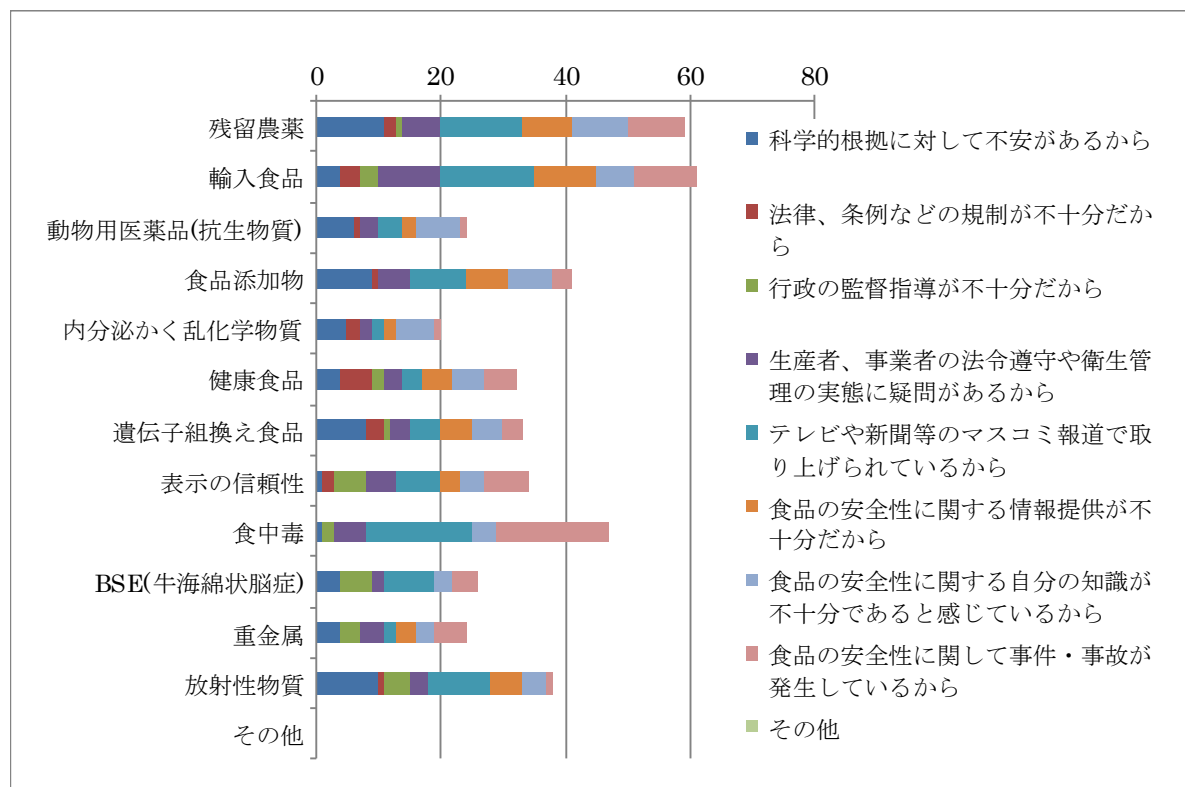
## ②不安を感じる理由（複数回答、選択数の制限なし）



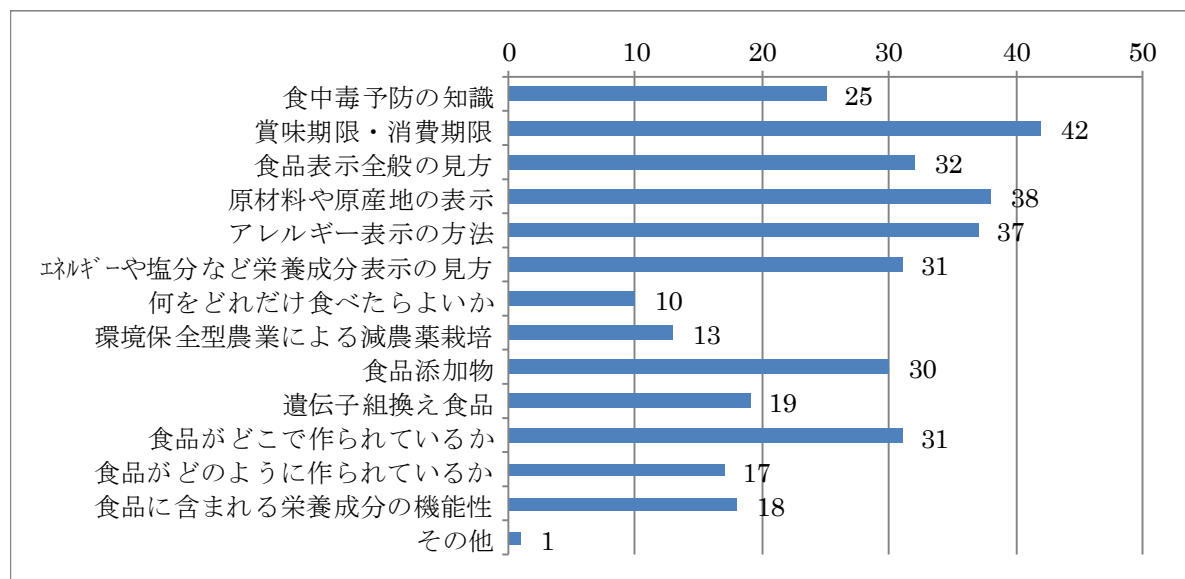
不安を感じる理由としては、「テレビや新聞等のマスコミ報道で取り上げられているから」が最も多く選択されています。

一方、「食品の安全性に関する情報提供が不十分」や「自分の知識が不十分」、また、「科学的根拠に対して不安があるから」も多く選ばれており、「分からないこと」に対する不安の解消が求められていることから、食の安全に関する正確な情報に対するニーズが高いことが示唆されます。

## （参考）不安を感じる項目とその理由（①及び②のクロス集計）



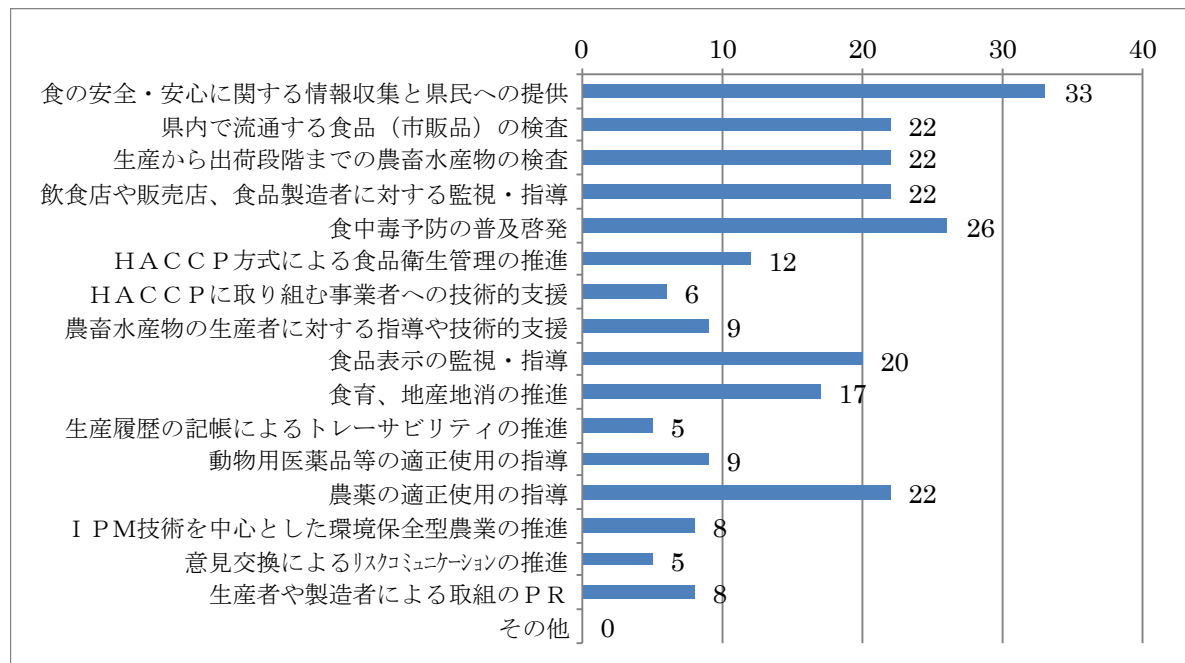
### ③食品を選ぶ際に必要だと思う情報（複数選択、選択数の制限なし）



平成 27 年度から新たに食品表示法が施行され、従来の食品表示に関するルールが一元化されました。食品表示により、その食品の情報が生産・製造・加工者から消費者に伝わることは、食の安全・安心をすすめるうえで重要です。

アンケート結果から、利活用方法に対するニーズが高いことがわかりましたので、適正な表示の普及啓発と消費者への情報提供は、車の両輪として取組むことが求められます。

### ④食の安全のための取組として必要だと思うもの（複数回答、1人3つまで選択）



必要な取組として、「食の安全・安心に関する情報収集と県民への提供」が最も多く挙げられています。この結果は「②不安を感じる理由」と関連したものとなっています。